

「納税猶予等に係る税条例委任事項」の制定（案）について

平成 28 年 4 月 1 日の地方税法改正に伴い、「徴収の猶予」「徴収猶予の延長」「職権による換価の猶予」及び「申請による換価の猶予」（以下、「納税猶予等」）に関する規定が改正されます。これにより、地方税及び各自治体の実情に応じて、納税猶予等に係る納付・納入方法、担保不要の条件などが条例に委任されます。

そのため、以下に予定する「納税猶予等に係る条例委任事項」の制定（案）については、条例制定により「町民等に義務を課し、権利を制限する条例」に該当するため意見公募を行います。

1. 納税猶予等とは？

納税については、期限内納付が原則であり、滞納者に対しては厳正に対応することで、納税者との公平性を確保する必要があります。しかし、納税者によっては、災害などによって納付できない場合、又は財産の換価を直ちに実施することで、その事業の継続若しくは生活の維持を困難にするおそれがあります。

そのため、法令に基づく一定要件の下、納税の猶予及び換価猶予制度により、強制的な徴収手続きを緩和し、その個々の実情に即した適切な措置を講ずることができます。

平成 28 年度から、納税猶予等の次の事項が地方税法から条例委任され、税条例において規定する必要があります。

- 納税猶予等に係る納付・納入方法
- 担保の徴収の例外
- 申請による換価の猶予の申請期限
- 納税猶予等の申請書及び関係書類の訂正に係る提出期限
- その他（納税猶予等を取り消すことができる税以外の徴収金指定など）

2. 納税猶予等に係る納付・納入方法

(1) 次の納付・納入方法については、条例に委任されました。

徴収猶予等の種類	地方税法	税条例
徴収猶予	15 条第 3 項	8 条第 1 項
徴収猶予の延長	15 条第 5 項	〃
職権による換価猶予	15 条の 5	11 条第 1 項
申請による換価猶予	15 条の 6	12 条第 3 項

(2) 地方税法による前提条件

納税猶予等の金額：納入・納付することができないと認められる金額を上限

猶予期間：申請に基づき納期限から 1 年以内の期間
(延長の場合、既に猶予した期間と合わせて 2 年以内)

その他：財産状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なもに分割可能

(3) 国税における徴収猶予等の期間中の納付方法

- 原則、毎月分割納付
- やむを得ない事情があると認める場合は、徴収猶予期間内において税務署長が指定する月に納付させる（換価の猶予にはなし）。

(4) 条例による制定（案）

納付・納入については、国税と同様に毎月一定金額を収める方法がよいと考えられます。しかし、農業など収穫後でなければ支払えない納税者も考慮する必要があります。

そのため、猶予等の期間内で完了することが前提ですが、毎月の納付・納入金額は納税者の収入や生活状況等を考慮して計画できるように次の方法を検討しています。

「町長が指定する納付月に分割して納付、又は納入する方法（案）」

（参考：八王子市の納付・納入方法）

●徴収猶予

法第15条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）をする期間内又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項から第4項までにおいて「徴収の猶予期間の延長」という。）をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の市長が指定する月。以下この節において同じ。）ごとに分割納付又は分割納入する方法とする。

●職権による換価の猶予

法第15条の5第1項の規定による換価の猶予をする期間内又は法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長をする期間内の各月ごとに分割納付又は分割納入する方法とする。

●申請による換価の猶予

法第15条の6第1項の規定による換価の猶予をする期間内又は法第15条の6第3項において準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長をする期間内の各月ごとに分割納付又は分割納入する方法とする

3. 担保の徴収の例外

徴収の猶予等を行う場合は、猶予等を行う金額に相当する担保を徴する必要があります。しかし、猶予等の内容や条件によっては、担保を必要しない場合もあります。そのため、担保を必要としない条件を条例において規定するようになりました。

(1) 国税の状況

国税では、次のいずれかに該当する場合、担保を必要としません。

- ①猶予等に係る金額が、100万円以下の場合
- ②猶予の期間が、3月以内の場合
- ③担保を徴することができない特別な場合
 - (イ)国税通則法第50条掲げる財産がなく、かつ、保証人となる適当な者がいない
 - (ロ)担保の見積価格が、猶予税額等の債権額を超える見込みがない
 - (ハ)担保を徴することで、事業継続や生活に著しい支障を与える
- ④担保の提供を必要としない（国税が確実に徴収できる場合）

(2) 条例による制定（案）

国税の規程に参考に次の条件の一つに該当すれば担保を必要としないように検討しています。

- ①猶予等に係る金額が、「100万円以下（案）」の場合
- ②猶予の期間が、「3月以内（案）」の場合
- ③担保を徴することができない特別な場合（地方税法で規定あり）

合わせて、上記の条件に該当する場合、申請等へ担保に関する事項は省略します。

(3) 記載条項

項目	地方税法	税条例
徴収猶予の申請手続き	15条の2第1項	9条第1項⑥（申請事項） 9条第2項④（添付書類）
担保の徴収	16条第1項	13条第1項

4. 申請による換価の猶予の申請期限

換価の猶予には、町長が「職権」によって行う場合と滞納者の「申請」に基づき行う場合があります。滞納者の「申請」に行う場合の申請期限については、地方税法により条例で規定する必要があります。

(1) 国税の状況

滞納者が換価の猶予を受けようとする場合には、猶予を受けようとする国税の納期限から「6月」以内に換価の猶予申請書を提出が必要。（国税徴収法第151条の2第1、3項）

(2) 条例による制定（案）

四万十町においても国税を参考に次のように検討しています。

法第15条の6第1項（当該地方団体の徴収金の納期限から条例で定める期間）に規定する期間は、「6月（案）」とする。

(3) 記載条項

項目	地方税法	税条例
申請による換価の申請手続き等	15条の6	12条第1項

5. 納税猶予等の申請書及び関係書類の訂正に係る提出期限

納税猶予等に係る申請書や添付書類に不備があった場合、書面により申請書等の再提出を求めます。その場合、再提出を求められた者は、条例で定める期間に提出をしないと、申請を取り下げたとみなします（法第15条の2第8項関係）

（1）国税の状況

納税者が補正通知書を受けた日の翌日から起算して20日以内に補正後の申請書等を提出しなかった場合。（国税通則法第46の2第9項）

（2）条例による制定（案）

国税の規程に参考に法第15条の2第8項に規定する日は、「20日（案）」とする。

（3）記載条項

項目	地方税法	税条例
徴収猶予の申請手続等	15条の2第8項	9条第7項
申請による換価の猶予の申請手続等	15条の6の2第3項	12条第9項

6. その他

その他、次のことが条例委任されていますが、現時点では条例で制定しません。

項目	条例指定	地方税法	税条例
猶予の申請手続き	申請事項、書類	15条の2	9条関係
猶予の取消し	猶予等を取消できる徴収金	15条の3	10条関係
換価の猶予	職権・申請による換価 猶予の申請、書類、猶予を取消できる徴収金	15条の5	11条
		15条の6	12条

（参考資料）

納税猶予等に係る地方税と税条例（案）の対比表